

平成30年9月10日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第11日目）

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて（平成30年度上天草市一般会計補正予算（第3号））    |
| 日程第 2 | 議案第63号 | 上天草市個人情報保護条例及び上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第 3 | 議案第64号 | 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第 4 | 議案第65号 | 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第 5 | 議案第66号 | 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第67号 | 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第4号）                             |
| 日程第 7 | 議案第68号 | 平成30年上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）                  |
| 日程第 8 | 議案第69号 | 平成30年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）                          |
| 日程第 9 | 議案第70号 | 平成30年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）                         |
| 日程第10 | 議案第71号 | 平成30年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）                           |
| 日程第11 | 議案第72号 | 平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第12 | 議案第73号 | 平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）                      |
| 日程第13 | 議案第74号 | 平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                      |
| 日程第14 | 議案第75号 | 平成30年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第15 | 議案第76号 | 平成30年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）                           |
| 日程第16 | 議案第77号 | 平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）                          |
| 日程第17 | 議案第78号 | 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第18 | 議案第79号 | 市道路線の廃止及び認定について                                     |
| 日程第19 | 議案第80号 | 市道路線の認定について   |
| 日程第20 | 議案第81号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について                           |
| 日程第21 | 議案第82号 | 上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定に                        |

ついて

日程第 2 2	議案第 8 3 号	指定管理者の指定について
日程第 2 3	議案第 8 4 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 4	認定第 1 号	平成 2 9 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 2 号	平成 2 9 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
日程第 2 6	認定第 3 号	平成 2 9 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
日程第 2 7	認定第 4 号	平成 2 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
日程第 2 8	報告第 1 3 号	専決処分の報告について（和解について）

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14名）

議長	園田 一博				
1 番	木下 文宣	2 番	何川 誠	3 番	嶋元 秀司
5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸	7 番	高橋 健
8 番	小西 涼司	9 番	新宅 靖司	1 0 番	田中 万里
1 1 番	北垣 潮	1 2 番	島田 光久	1 3 番	津留 和子
1 4 番	桑原 千知				

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

1 5 番 田中 辰夫

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	小嶋 一誠											
教	育	長	高倉 利孝	総	務	企	画	部	長	和田 好正							
市	民	生	活	部	長	宇藤 竜一	建	設	部	長	山下 正						
経	済	振	興	部	長	井手口隆光	教	育	部	長	中 文近						
健	康	福	祉	部	長	辻本 智親	上	天	草	総	合	病	院	事	務	長	尾崎 忠男
総	務	課	長	濱崎 裕慈	財	政	課	長	迫本潤一郎								
会	計	管	理	者	堀川 雅輔	水	道	局	長	小西 裕彰							

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長    海 崎   竜 也    局   長   補   佐    松 尾   伸 之  
主                    事    浦 下   千 明

---

開 会      午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

本日、田中辰夫君から欠席届を受けておりますので、御報告いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 潮君） おはようございます。

本日、9月10日、議会運営委員会を開催し、追加議案等4件の取り扱いについて、審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は議案3件、報告1件、合計4件です。

まず、議案第82号、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第83号、指定管理者の指定については、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第84号、工事請負契約の締結については、急施を要する案件でございますので、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て、表決することに決定いたしました。

次に、報告第13号、専決処分の報告について、和解ということですが、これについては、議会の委任による専決処分の報告です。

なお、議案第82号から議案第84号の追加議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定いたしましたので、あわせて御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） それではお諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

---

日程第 1 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて（平成30年度上天草市一般会計補正予算（第3号））

○議長（園田 一博君） 日程第1、承認第5号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、平成30年度上天草市一般会計補正予算第3号を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

日程第 2 議案第63号 上天草市個人情報保護条例及び上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第2、議案第63号、上天草市個人情報保護条例及び上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託します。

---

日程第 3 議案第64号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第3、議案第64号、上天草市条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 4 議案第65号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第65号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 5 議案第66号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第66号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） この条例改正は、資格の緩和ということだと思いますけれども、現在この放課後児童健全育成事業ということで、事業所が公営民営でそれぞれどれくらいあるのかということと、2番目に通告しております、現在の従事者で改正前の規定に当てはまらない者はいるのかということですが、この、資格の緩和によって支援員、資格がない人を補助員というのかなんて言うのか知りませんが、そういう方が支援員となりうる人がいるのかどうかということについてお聞きします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず1点目、市内の事業所は、公営民営それぞれ何カ所あるのかという御質問ですが、まず、放課後児童健全育成事業は、下校後において、保護者などが仕事や家庭の事情で、児童の生活指導が難しい家庭の児童を対象としまして、家庭的な雰囲気の中で、保護者にかかわって生活の場を提供し、遊びを中心とした活動を通して、児童の健全育成を図ることを目的としている事業でございます。

本市においては、公営は0カ所で民営は10カ所となっております。

次に、2点目の現在の従事者で改正前の規定に当てはまらない者がいるのかという御質問ですが、放課後児童支援員は支援の単位となる1クラブごとに2人以上の配置が必要となっておりますが、そのうち1人は資格の有無を問わない補助員で可能となっているところでございます。

また、支援員は条例で規定するいずれかの資格を所持することなどとあわせて、県が実施する認定資格研修の修了を義務づけておりますが、研修修了につきましては、厚生労働省令の規定によりまして、平成31年度末までの経過措置があるところでございます。

現在10カ所の放課後児童クラブ中、3カ所については、県が実施する認定資格研修の未修了

支援員の配置となっておりますが、先ほど述べた省令の経過措置規定の範囲内であり、平成31年度中には、3カ所とも研修修了を見込んでいるところでございます。

また、補助員につきましても、できるだけ31年度中に研修を修了していただくよう周知してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今の説明で、つまり31年度中には、今補助員という形で従事しておられる方たちも、支援員という資格があるということで、できていくということですね。

この支援員と補助員というのは、手当といいますか収入に差があるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） まず、市のほうで、支援員補助員の方にいくらという規定はございません。それは各クラブごとで、委託事業の範囲内で、あるいは自前でされるところもございませけれども、その範疇で御判断いただくものと考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それぞれの事業所で決めてるということは、事業所によって支援員の皆さん、補助の皆さんそれぞれで収入が違うということですよ。その辺で、市としては、それぞれの支援員の方、補助員の方が、どれぐらいの今収入があるのかということは把握をしておられないということですか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 実績報告等もございませし、事業前には計画書等もございませので、ある程度の把握はしてございませ。

○5番（宮下 昌子君） ある程度の把握はされてるということであれば、大体どれぐらいの収入があるというのは把握されているということだと思います。

これは、資格の緩和となっておりますが、例えば、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者ということから、教育職員免許法を有する者とか、また、大学の課程を修め卒業したものとかいうふうになってます。追加されてるのが、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、市長が適当と認めた者というのが追加されてるんですけども、補助員という形で5年以上仕事をしておられたら、市長が認めれば、支援員となるということだと思うんですけども、この緩和というものが、例えばその子供たちにとってどうなのかとか、これだけの資格がないとだめですよという規定していたものを少し緩和するわけですから、その辺で子供たちにとって、何か問題がないのかどうかということを1番心配するんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） お答えいたします。

まず、条例第10条第3項第10号の規定には、具体的には、放課後児童支援員資格につい

て、放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高等学校を卒業していないため、放課後児童支援員になれない方などがいることから、資格要件を緩和すべきとの地方分権改革における地方からの提案を踏まえ、国の省令が改正されたところでございます。

今回の改正により、中学校卒業程度で、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方が放課後児童支援員となる研修の受講資格の対象となります。

現在、本市10クラブの支援員及び補助員については、いずれも高等学校卒業者以上のため、該当者はおりません。

また、同項第4号は、教諭となる資格を有する方の放課後児童支援員の資格者としての規定でありますが、今回の改正で、教員免許状の更新を受けておらず、失効している方についても、資格の対象であることを明確化するものでございます。

さらに、同項第5号の新たな高等教育機関としまして、新設される専門職大学は平成31年度から開校予定であり、最短で前期課程終了予定年度は、平成33年度となることから、現在のところ該当者はいらっしゃいません。以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） この緩和による該当者は上天草市内には現在はいないということですが、今後どうなるかというのはわからないわけで、緩和されるということによって問題がないのかどうかというのをちょっとお聞きしたんですけど、市としては、これは問題ないということと考えておられるということですか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 一つ目でお答えしましたように、まず高等学校以上の修了というのが今まで条件になっておりました。それを経験がある方については、放課後児童クラブというのが、放課後の子供さんたちの居場所を提供する場所ってというのが、1番の目的にございます。そういったところで、安全に居場所を確保できるような支援員であれば、問題はないと考えているところでございます。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） すいません、通告はしておりませんでした。今、宮下さんの質疑を聞いていて、ちょっとお尋ねしたいことがあるんです。

今現在放課後児童クラブですね、民間あるいは市の直営というよりも、随意契約等でやっているところがあるかと思うんです。今回のこの条例を改正することによって、新しくそういう事業者が名乗り出ると、今現在名乗り出ようとしているところがもう既にあるんですかね。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 今現在で確認できてきている追加のところはございません。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 実は私、小学校のPTAの会長をしているんですけど、この放課後児童クラブの件で、非常に総会等でも議論になった経緯がございます。というのが、登立地域は、この放課後児童クラブをするとき、さまざまな問題があって、現在のところが今なっている状況です。

これに、例えば新しく参入するところがいくつか出てきたら、もともと行っていた事業所等の競争というのがすごく激しくなる可能性も出てくるかと思うんですよ。この改正によって、そういうのは危惧されていませんか。ちょっとお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） 先ほど10カ所でお答えしましたのは、一応補助にのりまず10人以上のところでございます。

補助にのらないところは、地域保育事業という形で実施しているところが2カ所ございます。

今、田中議員の御質問ですけれども、そういった基本的には小学校区ごとに、クラブを要望によりまして設置しているところがございますけれども、小学校の統廃合等によりまして、空地とかがもし仮にできてきて、住民の方からそういった御意見等がございましたら、その要望に沿いまして検討する材料かと思っておりますので、またそういったものがございましたら、御指導いただければと思っております。以上でございます。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 67号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第4号）

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第67号、平成30年度上天草市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会の所管の質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 予算書の15ページですけれども、学校給食地場地区産物利用拡大補助金ということでもありますけれども、これは説明がありますけれども、地場農林水産物の消費拡大を目指すということで、県の補助金ということですが、これまでもこういう補助金とかい

うのはあったし、市でも独自で毎年予算化されて補助金が出てると思うんですけども、今回の補助金の申請の理由と、それと、この対象となる農家がどれくらいあるのかなというふうに思ったものですから、通告したんですが、これは把握されておられないということだったんですけど、この二つのことについて、まず、お聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、今回補助金申請の理由はということなんですけれども、学校給食地場農畜産物利用拡大補助金につきましては、学校給食への上天草産の農畜産物の利用拡大を図るため、学校に対して市独自で補助金を交付するもので、当初予算に85万7,000円を計上していたところでございます。

今年度は、熊本県からの募集もありまして、県が実施する熊本の未来を築く子供たちへの学校給食支援事業、これは定額50万円なんですけれども、申請しましたところ、8月7日付けで交付決定を受けたものでございます。

市としましては、この県事業も活用しまして、地元農畜産物の利用拡大につなげるため、学校給食地場農畜産物利用拡大補助金に44万8,000円を上乗せして、交付することとしております。

次に、対象となる農家は何件あるのかということでございますけれども、この事業につきましては、学校給食における地場農畜産物の納入に係る学校への支援を行っているものでありまして、学校給食への供給は、熊本県学校給食会や地元事業所からの納入など、学校ごとに異なることがあります。当該年度に納入した農業者数については、把握していないところでございます。

ただし、教良木地区のエコロジックファーマーの米や、市内の水産加工所の魚の切り身などが学校に納入されるなど、事業実施することで新たな取引につながったケースもあります。以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） この補助金というのは、学校給食に関することではやはり、地元の農産物、水産物を子供たちが食すということとはとても大事なことなので、これはどんどん大きく広がっていくことが望ましいと思います。それで、そのためにされているんだと思うんですけども、実際、ではそうなっているのかということなんですよね。

本来ならば、担当課として、こういう当初予算にも上げておられるし、そうしていくということは、学校給食に納める農家の方たちが品物もふえ、数もふえてというのが本来はそういうのが目的だと思うので、本来はやはりどれくらいの方たちがこの学校給食にかかわっておられるのかというのは、市としては把握すべきじゃないかなというふうに思います。

これは、1回こっきりの補助金だということですけども、それと毎年当初予算でされてますが、もう少し何というか、地域の活性化のためにも、もう少しこの事業が広がっていくようにしていかなければならないと思うので、今後の事業計画とか、そういうことについては、どう思っておられるのかというのを少し聞きたいんですが。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○**経済振興部長（井手口 隆光君）** 学校給食におきまして、地場食材の利用率は、年度ごとに把握しているところをごさいます。平成28年度が、野菜、果物、穀物、畜産物、水産物合わせまして、全体数量の33.4%、29年度におきましては、34.8%と少しずつ伸びているところをごさいます。ですので、今後も関係者の皆様と協議をしながら、できることをやっていくという形で考えております。以上です。

○**議長（園田 一博君）** 宮下昌子君。

○**5番（宮下 昌子君）** 私がこの質問をしたのは、地域の活性化にもつながるような方向で進めていってほしいということで、今説明では少しずつふえてるということですが、対象となる農家もふえなければいけないし、また農家だけでなく、例えば家庭菜園で色々されているところも、そういうところの耕作放棄地もどんどんふえてるんですね。だから、その辺もどなたかがまとめる人が必要かと思えますけど、もう少し耕作放棄地を減らすということにもつながっていく事業だと思いますので、例えば、市が毎年予算化して補助してありますが、それをもう少し、何かふやせるようなこういう工夫みたいなのも、もう少し話し合いをしていただいて、事業者の方とも話し合っていかなければ、毎年予算化しても、また、担当者の皆さんが国や県の補助金をいろいろ探して、これはいいんじゃないかということでもってこられるのも、とても大変な仕事だし、探してくるということはいいことだと思いますけど、もう少し何か広がるようなことに中を話し合っていかなければならないと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

○**議長（園田 一博君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（井手口 隆光君）** 議員御質問につきましては、需要と供給という形の量的なこともありますし、生産者の方が直接納入していただけるかという問題もあります。

また、まとめて対応してくれる事業者の方がいらっしゃれば、そこら辺は地域性も考えながら協議していきたいと思っているところではございます。以上です。

○**議長（園田 一博君）** 5番、宮下昌子君。

○**5番（宮下 昌子君）** 続けて、耕作放棄地解消事業補助金についてですが、これは今回3人の農業者からの申請ということですが、これまでもこういう補助金はいろいろありました。

それで、何かさっきも学校給食のことで言いましたけれども、なかなか継続性というか、そういう点で、単発に終わってないかというような気がしたものですから、今回は、大矢野の方の3農家の方からの申請ということですが、そのもう少し詳しく、新規就農者なのか、今も農業しておられる方なのかとか、その辺のもう少し詳しい内容と、今後の支援をどんなふうにごさいますかということをごさいます。

○**議長（園田 一博君）** 経済振興部長。

○**経済振興部長（井手口 隆光君）** お答えいたします。この事業につきましては、耕作放棄地を農地に再生しまして、営農定着を目指す耕作放棄地解消事業でございます。

予定の3農業者につきましては、1件目の農業者の方ですけれども、タマネギの生産を行う予定でございます。登立大瀨地区、荒木浜地区、大手原地区で1.2ヘクタールを予定されております。

2件目の農業者の方は、露地キュウリの生産を行う予定でございます。大矢野町の大手原地区で0.14ヘクタールを解消したいという申し出でございます。

3件目の方は、レタスの生産を行う予定でございます。松島町今泉後山地区で0.94ヘクタールの土地を解消するために頑張ってくださいと予定でございます。

今後の支援といたしましては、耕作放棄地解消事業は、農地の再生時に一度だけの補助事業となりますことから、市単独の補助事業といたしまして、一つ目に、認定農業者に認定した場合は営農促進事業として、農業機械購入や小規模の基盤整備事業として補助金を交付するものでございます。農業機械購入につきましては、購入費の20%、基盤整備事業につきましては、事業費の50%として、ともに100万円が上限となっております。

2点目に、農業者で構成する団体に対しましては、単独耕地事業として、農道新設改良や、排水路整備等の土地基盤整備に係る補助を実施しております。農道の新設改良につきましては、事業費の50%で250万円を上限としています。排水路整備につきましては、事業費の50%、150万円の上限としております。

3点目に、ソフト事業といたしまして、農業者で構成する団体に対しまして、農林水産業振興事業費補助金の新規特産品導入事業として、新たな作物を生産される場合に、種苗費の補助を行っております。これにつきましては、種苗費の50%、50万円を上限といたしまして、最長3年間ということで行っております。

農業者の状況に応じまして、細やかに支援は行っていく所存でございます。以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今回のこの3農家というのは、新規就農者ではなくて、認定農家ということですね。この耕作放棄地解消するための補助金というのは、その補助金が出ている間はいいけれども、これは1回ぽっきりとか、3年間補助するとかいろいろあったと思うんですけども、そういう間はいいけれどもそれが終わった途端、結局また放棄地に戻ってしまったというような例もありますので、もう少しそういうのがないようにしていかなければならないと思います。

それで、これまでも国の補助金とか県の補助金ということで、同じような事業補助金があったんですけども、私が通る道菅原で、そういうところがあるんですけど、今また耕作放棄地に草ぼうぼうの放棄地に戻るところがありますが、これまで同じようなその事業があったところがどうなってるかっていうのは、もうやめられてしまったとか、そういうのを把握しておられるんでしょうか。また、やめられたところはどのようなのが原因だったというのは把握しておられますか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

**○経済振興部長（井手口 隆光君）** 今、議員が御質問の件につきましては、この事業につきましては、単県補助事業でございます。熊本県が制定した耕作放棄地解消事業実施要領の第7条の規定に実施主体は、再生された農地に作付けを開始した年から3年間、営農定着に取り組んだ場合は4年間となっておりますけれども、県知事に報告をしなければならないということになっておまして、当市におきまして、毎年度、作付状況の現地確認を行いまして、県知事のほうに報告をしているところでございます。現在まで、県が定めている期間内におきましては、耕作をやめた事例というのはありません。3年、4年の期間につきましてはですね。

補助事業実施後も、農業者において、適切に耕作地の管理はなされているというところでございます。

なお、さっき議員おっしゃいましたように、1件の方は、現在は廃止されているというところでございます。ただ、事業実施された3年か4年の間には、撤退はされていないということです。

**○議長（園田 一博君）** 宮下昌子君。

**○5番（宮下 昌子君）** だからですね、その期間の3年間はいいけど、その3年間の間にやめた人はいないということでしょう。今、答えはですね。そうじゃなくて私が言うのは、何のために補助金を出すかというのは、補助金が出ている間じゃなくて、その以降もずっと耕作を続けていくということで、補助金は出されるわけだから、それをしなければいけないわけですよ。そのために、今ないとおっしゃいましたけども、多分3年はされたんじゃないかと思うんですけど、実際私がいつも通る道で、松島の内野河内の段々畑があるんですけど、そこに一時期菜の花をずっと植えておられたんですよ。そこが今はまた草ぼうぼうになってるんですよ。だから多分3年ぐらいされて、その後やめられたんだと思うんですけど、それであっては、補助金を出した意味がないっていうこと私は言いたいのです。これが継続できるような援助とか支援とかそういうものが、なかなか今までできてなかったんじゃないかな。だから、そういうのをしないと補助金を出す意味がないんじゃないかということをお願いなんですけど。

**○議長（園田 一博君）** 経済振興部長。

**○経済振興部長（井手口 隆光君）** 先ほど取りやめになられた1件の方につきましては、当初はやれるということで取り組まれたそうなんですけれども、土地の状況であるとか、結果的に生産した土地から工場までの距離が遠いということで、最終的に事業者の方のほうで判断されてやめられたというように話を聞いているところでございます。

あとの残りの方は全て継続してやられております。

**○議長（園田 一博君）** 次の質問をお願いします。

**○5番（宮下 昌子君）** それでは16ページなんですけれども、市道永浦樋合2号線用地の購入費ですね。500万ということなんですけれども、ここは、私たちが総務常任委員会で現地踏査したところだと思うんですね。リゾート開発される場所の道路をつくるということだったと思うんですけども、そのときの説明では、市有地だけなので、市有地だけを通る道路をつくるということで説明がありました。民間の土地を購入する必要はないということで説明を受けてた

んですよね。今回、説明によると、ここの個人の土地を買ってそこにつくったほうが、安価で安全であるというふうな説明でしたけれども、具体的な根拠というか数字を出されたから、市有地だけを通った場合と、土地を購入して道路をつくった場合では、これだけの金額が違いますよ、安全面でも違いますよということでされたんだと思いますので、その具体的な根拠といえますか、大まかな数字でもいいですけど、教えてほしいんですが。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（山下 正君） よろしく申し上げます。

本計画につきましては、松島町樋合地区の市道永浦樋合2号線を延長し、樋合漁港臨港道路を接続する計画で、本年3月の総務常任委員会時には、市有地を利用し、道路線形を計画する旨説明していたところでございます。

その後、基本設計を進めていく中で、道路線形を3案検討した結果、市有地のみを通して接続するよりも、一部民有地を通して接続するほうが安全性が高まるとともに、概算工事費がより安価になることが判明いたしました。

市有地のみでの道路線形を計画した場合に、新設道路と臨港道路の交差点形状が鋭角となり、安全な交差点形状とは言えず、また、終点部は山状になっており、山を切り開くと約15メートルの法面ができるため、別途法面対策が必要となります。一方、平地状の一部民有地を通る道路線形で計画した場合、交差点形状がT字型となり、安全性も向上するものでございます。工事費におきましては、市有地のみを通す場合、概算で2億1,200万円。一部民有地を通す場合におきまして、掘削及び法面工等が不要となるため、概算工事費等で1億9,000万円に抑えることが可能となります。今回補正予算をお願いしている用地購入費500万を加えたといえども1億9,500万となります。双方比較すると、民有地の用地を購入するよりも、市有地のみを通る線形では、少なくとも約1,700万程度の工事費が割高となる見込みでございます。

なお、本地域におきましては、国立公園内であるため、今回の道路改良工事においては、自然公園法上の許可が必要であり、市有地を通る道路線形では、掘削面積が大きくなり、風致景観により影響を与えるものと考えております。以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今、説明がありましたけれども、もともとじゃあここに道路をつくりましょうと計画したときにですね、その辺のことがわからなくて、工事費の関係では、そこまで詳しくはできないかもしれませんが、安全、鋭角になって危ないからこっちを通したほうがより安全になるとか、そういうのは当初からわかることではないかと思うんですね。それで、最初説明にも、私たちが受けたとき、やはり説明受けるときに、例えば民有地を購入してから、もう少し買わないと、道路がどうとかわられると、たくさんお金がかかるのかなとかいろいろ考えますし、その辺が最初からそういうのはわかるのではないかと思うんですけど、それがわからなかったから、今回の補正になったということですかね。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（山下 正君） 具体的な線形自体は、その当時はまだはっきりしてなかったと思います。線形の選定におきましては、地形とあわせまして、現地にあります遺跡関係ですね、この場所がはっきりしていなかったということも一つ理由に挙げられるところでございます。先ほど申しましたT字型ですね、道路に対して直角においていくような場所、これは市有地を通った場合でも可能ではありますが、遺跡の場所がはっきりしなかったというのも一つ原因だと思います。3案、入り口側としては、樋合2号線の海水浴場入り口側ですね、ここの位置の確定もまだしてないところ、それと出口はマリン施設側の臨港道路の接続部分、ここを地形等、遺跡の部分、その辺を詳細に調査していく中で現在のルートが決定していったという次第でございます。以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） いろいろ詳細にしていく中で、いろんな変更が出てくるというのはわかるんですけども、要は、プロだと思いますので、その辺も後から後からこういう変更になりましたからこれだけとこれが必要になりましたとか、ここだけの問題じゃなくて、何かいろいろ後からそういうふうになっていくのがちょっと多いような気がしましたので、今後も、例えば、今、個人の土地を買って、こういうふうにしますということになります。

今後、また変更があって、これがまたどんどんふえていくのではないかという不安があるわけですけども、その辺についてはどうなんです。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（山下 正君） 道路自体の今回の部分で大丈夫だろうと思います。当然用地交渉とか何とか、今回の場合に限らず、道路等をつくっていく場合は用地交渉等の関係で、ルートが変更になったりとか、その予期せぬ部分でルートを変更せざるを得ない地形とか地質とかそういう関係で変更する場合もございますので、一概には言えませんが、3月の総務委員会の段階で、我々の説明が足らなかったことも一つだろうと思います。その辺はきちんと反省して、今後真摯に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は各所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 68 号 平成 30 年上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）

○議長（園田 一博君） 日程第 7、議案第 68 号、平成 30 年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第 1 号を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 8 議案第 69 号 平成 30 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（園田 一博君） 日程第 8、議案第 69 号、平成 30 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 9 議案第 70 号 平成 30 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（園田 一博君） 日程第 9、議案第 70 号、平成 30 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 10 議案第 71 号 平成 30 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（園田 一博君） 日程第 10、議案第 71 号、平成 30 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 11 議案第 72 号 平成 30 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（園田 一博君） 日程第11、議案第72号、平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第12 議案第73号 平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第12、議案第73号、平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第74号 平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第13、議案第74号、平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第75号 平成30年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第14、議案第75号、平成30年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第76号 平成30年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第15、議案第76号、平成30年度上天草市水道事業会計補正

予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第77号 平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第16、議案第77号、平成30年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第78号 平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算  
（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第17、議案第78号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第79号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（園田 一博君） 日程第18、議案第79号、市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第80号 市道路線の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第19、議案第80号、市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第20 議案第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（園田 一博君） 日程第20、議案第81号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第21 議案第82号 上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第22 議案第83号 指定管理者の指定について

日程第23 議案第84号 工事請負契約の締結について

○議長（園田 一博君） 日程第21、議案第82号から日程第23、議案84号までの以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今回の追加議案の提案理由の説明に入ります前に、前島観光交流拠点施設等の工事に対しましては、議員の皆様には補正予算、入札手続等に対して、終始に御議論、御助言をいただいたことに心から感謝を申し上げますとともに、長期にわたり入札不調が続き、施設整備が大幅におくれることとなり、また、議員の皆様にも長期間、ご心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

それでは、説明に入ります。追加議案として、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案1件、指定管理者の指定について、工事請負契約の締結についての議案各1件を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、総務企画部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 日程第21、議案第82号、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について執行部から議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。あわせて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第82号、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

平成29年第6回市議会定例会で議決された上天草市前島観光拠点施設条例については、平成31年4月1日からの施行としておりました。しかし、熊本地震の影響を受け、上天草市前島観光拠点施設の構成施設である観光交流活性化施設新築工事の入札不調がたび重なったことから、今年度内の整備完了が見込めなくなったため、本条例の施行期日を改正するものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託します。

○議長（園田 一博君） 日程第22、議案第83号、指定管理者の指定について、執行部から議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書2ページをお願いいたします。

議案第83号、指定管理者の指定について御説明いたします。上天草市前島観光拠点施設の管理運営に当たっては、指定管理者制度を導入することとし、本年4月に審査を実施し、最も評価の高かった申請者を指定管理候補者に選定したところです。

施設の名称、指定管理者及び指定の期間については、議案書に記載のとおりでございます。

提案の理由といたしまして、上天草市前島観光拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 本案について質疑ありませんか。

7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） 2点ほどお尋ねいたします。

指定管理を初めて指定するときには、大体今までの経緯からいったら、3年で1回ちょっと様子を見てというふうな形で認識しておりますけれども、今回の指定管理についてを5年でというふうな形で書いてあると思うんですけれども、なぜそのようになったのかが1点と、指定管理者がここでこれをお願いしますと言われたときに、実際、この指定管理料というのは、発生するのかもしれないのかというののもちょっと今のところじゃわからないですし、それに見合った企業体なのかというのを判断する材料が我々にはちょっと今の段階ではないので、これを今の段階で、指定管理者ここですって言われたところで、はかる物差しがないんですけれども、どういうふうにかえたらよろしいでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○**総務企画部長（和田 好正君）** 指定管理の期間については、今、議員おっしゃったように、3年、5年、それぞれありますけども、今回は施設の設置の目的等から5年間を採用して募集を実施したところです。

指定管理料についても、金額をゼロ、指定管理料はなしということですので、そこら辺を含めまして、事業の採算性等を検討した結果、5年での募集としたところでございます。

判断の理由、資料がないということでありましたけども、ちなみに指定管理者が、今回の事業計画の中で考えていらっしゃる収入の部分について若干説明をしたいと思います。

今回、選んだ指定管理者につきましては、1年目が収入として1億2,280万円、約ですね。5年目で1億6,430万円。段階的に収入が上がっているという見込みです。その1、2年目は、基本的に指定管理者のほうも、やはり事業としてはマイナスの部分が出てきて、3年目以降で収入を取り戻していくとか、そこら辺の計画で事業計画をされているところでございます。

○**議長（園田 一博君）** 高橋健君。

○**7番（高橋 健君）** 確認いたしますけれども、指定管理料というのはゼロというところで募集をされたという認識でよろしいですかね。

○**議長（園田 一博君）** 総務企画部長。

○**総務企画部長（和田 好正君）** 議員御質問のとおり、指定管理料はゼロで募集をしております。

○**7番（高橋 健君）** わかりました。

○**議長（園田 一博君）** ほかにありませんか。

10番、田中万里君。

○**10番（田中 万里君）** 今、高橋議員も質問されましたけど、総務常任委員会に付託されて、その中でも議論されると思うんですけど、最終的にはこの議会で承認、議決してなくちゃならないんですけど、ちょっとこの資料が余りにも少な過ぎて、審査するにも非常に私たちも多分ここで質問するしかないかなと思うんですよ。

まず、今回、指定された会社が九州産交ツーリズムと構成員が九州産交交通ホールディングス株式会社と株式会社シークルーズさんということで、九州産交は路線バス等で地元でも大変お世話になっている点もあります。今ここはH I Sと提携かなんか結んでいるんですかね。その辺のメリットもあるんじゃないかと思うんですけど。同時にシークルーズさんは、地元でもイルカウォッチング、旅客船等で大変な成果をもたらして地元にも貢献されているんじゃないかと思います。

ただ、この内容の中で、私はこの条例を制定する時もいろいろ質問したと思うんですよ。同時に、ここの施設については一般質問等でも何回も質問したんですよ。というのは、指定管理者になった場合、指定管理者というのは、あくまでも民間の業者は、その会社の利益を上げるだけでいいんですが、指定管理者の場合は、同時に民間のノウハウを活用して、やはり地域にどれだけの費用対効果をうめるかというのが、指定管理者の手腕だと思うんですが、その部分につい

てどのような提案になってるか、先ほどの収支を言われた中で、1年目が1億2,000万、5年後が1億6,000万。これは売り上げだと思うんですよ、全体的なですね。この中での、1年目2年目は赤字になるだろうということでありました。その内訳、どうやって黒字に持っていく方法等は示されていたのか。

選定理由について、提案内容の実現可能性や独創性、収支計画利用者の見込みの周辺施設側の具体的な連携等と書いてあります。ただこれだけでは、ちょっと私たちもわかりにくいです。指定管理者の業務等のこの要綱の中の2ですね。2の中に観光に関する情報の収集及び提供、農林水産物、アウトドアスポーツ等の体験活動の企画及び実施とあるかと思うんですけど、この辺の内容はどうなってるか、もし言える範囲でいいので、ちょっとここで示していただければと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 先ほどの収入の部分で言えば、利益ではありませんで、売り上げの合計でございます。売り上げの中身としては、その指定管理者が直接売り上げる部分、あるいはテナント収入、そしてイベントスペース等の収入、広告プロモーションの収入、その他収入分から大きく区分すると、そういったところから構成されているところでございます。

売り上げの今度は支出にかかる分ですが、基本的には人件費、施設の光熱管理費、その他管理費とその他経費、販売等の経費から構成をされておりまして、1、2年目については、収入金額よりも支出額が上回るということで、営業利益はマイナスとなっております。3年目からは、先ほどの大きな項目で申し上げますと、1億2,200万が1億5,000万まで持ってきて、営業利益が600万ほど確保されると。以後、4年、5年で営業利益のほうは、拡大していくというような事業計画でございます。

今回、指定管理者が管理運営の基本的理念のところは五つのコンセプト、当然、地元ということでございますけども、上天草市への観光客の増、地元住民と観光客の交流の創出、地元経済の活性化、地元住民と既存事業者との共存共栄、上天草市の新しい観光スポット、この5つを管理運営の基本理念として、今回の事業を実施されるということでございます。細かな事業内容については、ちょっと私も資料を持ってきておりませんが、今の基本理念に沿って、先ほどの収入の項目の事業を実施していくということでございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） これ、通告書も何もなく質問しなくちゃならないので、答弁のほうも大変かと思うんですけど、これは総務常任委員会に付託します。私は、総務常任委員会ではないので、そこの中でいろいろと質問はできませんけど、なかなかこのペーパー1枚で審査をするのは、総務常任委員会も難しいんじゃないかと思うんですよ。

うちの市は指定管理者で以前、スパタラソのときに、共同体で逆に言えば失敗したという前例がございます。その辺も踏まえて、やはり議会、特に常任委員会では、どういう計画になっているかをはっきりと示してもらわないと、チェックもできないんじゃないかと思うんですよ。

大変大きな期待も寄せております。この指定管理者になられたところも、それなりの成果を出している民間事業者でございますので、ただ、これまで議会でいろいろと提案とか、こういうことをしたらどうかとか、栈橋の活用法とか私も提案しました。いろいろな面で。その我々が市民の代弁者として、ここで言ったこととか、そういうのもこれ選定員は行政がしたと思うんですよ。行政のメンバーの方たちがですね。その辺も踏まえて、多分選定をされてると思うので、どうかこの指定管理者になって、1年目2年目にさっき5つの理念を言われたようなその成果が出るようにやっていただきたいんですよ。

なので、もう少し常任委員会に提出されるとき、また常任委員会の提出した後でもいいので、我々にもある程度の参考資料というのを、審査をする際の参考資料をいただけないかと思います。その辺についてはどうですか。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（小嶋 一誠君） この施設は、先ほど総務企画部長も言っておりましたけれども、大変難しい施設の運営になると思います。と申しますのも、指定管理者が指定管理委託料は取らない。自分たちで、少なくとも維持管理運営もやっていかなくちゃならないと。入場料もこれは取りませんので、非常に難しい施設ですので、それなりの計画書が指定管理者から出ております。それで今議員がおっしゃられたような、きちっとした資料をつくって、また説明資料をお渡ししたいと思います。

ただ、今、総務企画部長が申し上げておりましたように、非常に観光分野は、もう本当に熊本県内でもトップの企業でもございますし、また、バスも御案内のとおり、天草に向けて走らせております。それで、そのあたりのところでいろんな新しい企画も出ておりますし、天草全体に観光客もふやすというプランも色々練っておりますので、そのあたりのところも含めまして、一応資料つくってお渡ししたいと思います。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） その辺の参考資料が大変今回乏しかったので、私たちも質疑で聞くしかございません。同時に、今、副市長、指定管理者ゼロで今回新しい取り組みと言われたんですけど、全国的に見て、新しい施設においては、温泉施設等も0でやっているところたくさんあって、成功してる事例もあるかと思うんですよ。その部分で、私今回ゼロで提案されたときは、よその前例を踏まえて、上天草市もやったんだなと思って、大きな期待をしました。

その中で、手を挙げるところがあるのかとちょっと心配していたんですけど、説明会にも、6社ぐらいたしか来たんじゃないかと聞いております。その中で、2社が手を挙げたということで、今回、この事業者と言われたように、観光業においては特にあの地元のシークルーズさん等は、海のマリンのほうでは大変いろいろな成果を出しておられるし、新しい取り組みもこの5年間の中でされて、大変話題にもなっておりますので、大きな期待をしているので、ただその内容的なもので、私たちがやはりどういう内容になってるか市民に説明する場合の引き出しが全然ないもので、その部分をさっきからお願いしてるんですが、なので今回多分、常任委員会の中でそ

の辺の議論をされると思うので、ぜひとも、この指定管理者の場合、先ほどから繰り返しになりますけど、大変これ大きい事業であります。共同体ということで、大変やりにくい部分も出てくるんじゃないかと思うので、その辺の計画性等がしっかりしているか、常任委員会で審査をしていただければと思います。

それと、1番が地元をどう絡めているのか、地元への費用対効果ですね。先ほどその中に観光客の増加が見込まれているとありますので、その部分については、ぜひともお願いしときたいと思います。以上です。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 審査会の方向性について、行政のほうでということですので今ありましたので、審査会のほうの説明をさせていただきます。

審査会については総勢10名で構成をしております。その中には当然、女性の視点も必要ですので、女性の委員も3名入れております。

構成としては、行政からは副市長、そして、総務企画部長、経済振興部長、総務企画部の企画政策課長の4名でございます。

○10番（田中 万里君） 部長、私はですね、それ要綱全部見たので分かってる。審査員のメンバーも区長さんとか、審査メンバーが外部からも入れてるのもホームページに出とったからわかります。でもやはりそういうのを資料で配ったほうがいいと思う。こういうメンバーでこうなりましたというのを、議会に配れば、ある程度の内容もわかると思うんですよ。メンバーがこういうメンバーで選びましたのでというような、今読み上げても、なかなか皆さん控えるのも大変だと思うんですよ。そういうのを書類でもらえればありがたいなという希望です。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 私も通告していませんけども、今の話を聞いてですね。全く同感でございます。執行部として、これは一つ区分けした感覚でとらえていただきたいと思います。

この指定管理というのは、上天草市のできた施設を管理するわけでしょ。それに対して、1番比較対象になるのが、さっき出ました土木の関係、入札関係ですね。あれと全然違うと思うんですね。入札関係の部分は工事金額と会社と概要を書けばいいんですけど、今、田中議員が言われた全くもって同じですけど、こういった管理施設に関しては、やはりもう少し我々議員に対しての配慮といいますか、その辺は、やはり議会として振り分けた中で、捉えていただいていいですね、やはり出してもらうべきだと思うわけでございます。

どうぞ今重複した意見でございますけど、その辺は議長、しっかりと執行部に申し出ていただきたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議員の皆様の判断をいただけるような資料を提出していきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。  
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時15分

---

再開 午前11時25分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第23 議案第84号 工事請負契約の締結について

○議長（園田 一博君） 日程第23、議案第84号、工事請負契約の締結について執行部から議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書の3ページをお願いします。あわせて説明資料の2ページをお願いいたします。

議案第84号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

この議案は、前島観光交流拠点施設等新築建築工事に係る請負契約を締結するもので、契約の内容につきましては、工事名、前島観光交流拠点施設等新築建築工事。工事内容、建築工事一式、鉄骨造り1階建て。延べ床面積、1,221.87平方メートル。外構工事一式、工事場所、上天草市松島町合津6,215番地17。工期、平成30年第5回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から平成31年3月29日まで。契約金額、3億9,913万8,572円。契約の相手方、熊本県上天草市大矢野町上8,248番地32、磯口・杉田特定建設工事共同企業体、代表者、磯口建設有限会社代表取締役磯口直樹、契約の方法、条件付一般競争入札JV事前審査型でございます。

この契約を締結するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 本案について質疑はありませんか。

8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） この案件も先ほどの指定管理者と同様で、JVの業者、磯口・杉田特定建設工事企業体ということで、JVの企業体の名前はわかりますけれども、例えば親は代表者が磯口建設ということで把握できますが、子の方が、杉田という名字だけしか上がってこないで、どこの杉田なのか、何建設なのかという、そういった詳しいところは全くわからな

いので、その判断材料としてなかなかこう判断しにくいというところがあります。

事前審査型でありますので、もちろん市のほうでは審査をされた中で、入札が行われたと思いますけれども、私たちが判断する中では、もう少し詳しい資料を提出していただけないかなというところで、お願いします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 共同企業体の構成の業者でございますけども、磯口建設は大矢野町、杉田建設も大矢野町の建設業者でございます。

資料につきましては、今後、わかるような資料について、できるだけつけていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（園田 一博君） ほかに。

小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） J Vの場合は、親が何点以上とか、子の方がどうなってるのかははっきりわからないんですけど、できればそこらあたりまで資料をつけていただければ、私たちとしては助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） はい、今後そのように対応したいと思います。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 私が気になる工事日程は、3月29日までになっているんですけど、これで工期大丈夫ということになったのか、ちょっとその辺説明してもらえませんか。ちょっと心配する面もありますけど。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今のところ、今年度内というのは、予算の繰越等の議決をまだ経ておりませんので、できれば、12月議会に繰越明許の議会上程をして、承認を得られた後に、工期を延長したいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 事後繰りとかそういうような処置をして、延びていくという想定になるわけですか。最終的には。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 他の工事等でも、予算の単年度主義でございますので、年度内での契約しか、まずできませんので、今回の工事につきましても、これまで実施してきたように、繰越明許の承認を経た後に、工期の延長をしたいというふうに考えております。

○12番（島田 光久君） わかりました。

○議長（園田 一博君） 9番、新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 少しちょっと質問をしたいと思います。

これ、総務常任委員会付託じゃありませんので、私もちょっと勉強不足ですので、質問させていただきたいと思います。

今まで建築と外構はより広く市内業者にということで、分離発注をされて、今回も分離をされると思います。今回は6,200万分ぐらいを外構から建築のほうに回したということで、その中で建築と土木ですが、諸経費の率が相当違うというふうなことを言われておりましたが、例えば6,200万で、建築と土木の場合、率がどのくらい違うのか、金額にしてどのくらい違うのか。

今回は、一括で私は建築の3億8,000万は建築の率で計算して、土木の6,200万は土木で計算して足したのかなと思っておりましたが、建築で積算をしたということを知っています。

仮に6,200万をその両方で設計した場合、どのくらい率が違って、金額にしてどのくらい違うのか質問をしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今、議員御質問の経費の率ですけれども、建築、土木、それぞれ経費はあります。それと、大元の直接工事費等で経費率の違うところはございますけれども、今回の場合につきましては、建築と土木で積み上げた場合の比較でいくなれば、おおむね、土木の68%の経費率になっております。具体的な数字で申し上げますと、今回の外構部分の直接工事費に建築で求めた共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸経費を加えますと、設計額は6,224万7,511円。諸経費率で1.29となり、一方の土木の率で求めた共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸経費を加えますと、設計額は、9,102万4,560円。諸経費率1.88となりますので、今回の工事では設計額で約2,870万円余り低くなっているところでございます。

○議長（園田 一博君） ほかにありますか。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今回の入札率を教えてください。落札率。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 落札の率については、90%でございます。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

- 日程第 2 4 認定第 1 号 平成 2 9 年度上天草市歳入歳出決算の認定について  
日程第 2 5 認定第 2 号 平成 2 9 年度上天草市水道事業会計決算の認定について  
日程第 2 6 認定第 3 号 平成 2 9 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について  
日程第 2 7 認定第 4 号 平成 2 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の  
認定について

○議長（園田 一博君） 日程第 2 4、認定第 1 号から日程第 2 7、認定第 4 号までの 4 件を一括議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本案については、委員会条例第 6 条の規定により、9 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案については、9 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番、木下文宣君。2 番、何川誠君。3 番、嶋元秀司君。5 番、宮下昌子君。7 番、高橋健君。8 番、小西涼司君。1 0 番、田中万里君。1 1 番、北垣潮君。1 2 番、島田光久君。以上の 9 人を指名いたします。

なお、決算特別委員会の正副委員長につきましては、以後開かれる委員会において互選し、その結果を議長に御報告願います。

この際、暫時休憩いたします。

決算特別委員の方は、第 1 委員会室にお集まりください。

休憩 午前 1 1 時 3 9 分

---

再開 午前 1 1 時 5 6 分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に 1 1 番、北垣潮君。副委員長に 8 番、小西涼司君が選任されましたので御報告いたします。

また、委員会を 1 0 月 1 6 日から 1 9 日までの 4 日間開催する旨の通知がありましたので、あわせて御報告いたします。

---

日程第 28 報告第 13 号 専決処分の報告について（和解について）

○議長（園田 一博君） 日程第 28、報告第 13 号を行います。

執行部から報告内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくお願ひいたします。

議案書の 4 ページをお願いします。あわせて説明資料の 4 ページをお願いします。

報告第 13 号について御説明いたします。

和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により御報告いたします。

専決第 9 号、和解について、平成 30 年 5 月 31 日に上天草市役所、松島庁舎駐車場内において発生した公用自動車による車両接触事故に関し、平成 30 年 8 月 12 日に専決処分を行い、車両の所有者と和解したものでございます。この事故は、市職員が公用自動車を駐車しようとした際、一旦停車した上で、後方発進したところ、左側から当該和解の相手方運転の車両が駐車スペースから出ようと後方発進してきたことにより衝突し、互いの車両に損傷を与えたものでございます。和解の相手方、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

今後、再発防止のため、職員の安全運転について、指導を徹底してまいります。以上で報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で報告は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日 11 日から 13 日までは常任委員会を開催し、次の本会議は 14 日に午前 10 時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 58 分